

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社 の土地処理に関する調査特別委員会			会議場所 全員協議会室
				担当職員 阿久根由美子
日 時	平成24年7月6日(金曜日)			開 議 午後 1 時 30 分
				閉 議 午後 2 時 40 分
出席委員	西村 立花 山本 福井 齊藤 馬場 吉田 西口 酒井 並河 湊 (小島欠席) < 明田副議長 >			
執行機関出席者				
事務局出席者	今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、八木主任			
傍聴者	市民 名	報道 2名	執行機関1名	議員 1名(中村)

会 議 の 概 要

1 開議

< 西村委員長 >

御参集御苦労でございます。

ただいまから、亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会を開議いたします。

本日の日程について事務局から説明させます。

< 事務局長 >

それでは、本日お世話になります日程について御案内申し上げます。

まずはじめに土地開発公社に資料の提出を要求しましておりますのでその報告です。次に論点整理、それから報告書の作成について御議論をいただきたいというふうに思います。

そしてそのあと、次回の委員会日程を決めていただくのが、本日の日程ということでございます。以上でございます。

< 西村委員長 >

そのような日程で進めてまいります。

2 議題

(1) 提出要求書類について

[事務局係長 説明]

< 事務局係長 >

事務局からこの証明書について加茂元常任理事に電話し事情を聞いております。加茂常任理事によると「覚えていないが、2枚に分けて出してもらい5億円の書かれた方の証明書は処分したと思う。」と答えられた。

これに関して、JA京都さんにも問い合わせしております。JAさんでお調べいただきお電話で返事をもらいました。JAさんは「調べたところ合計額で出している、2枚に分けて出したかどうかは当時の担当者も記憶がないとのことだった。」とお返事をいただきました。以上報告とさせていただきます。

< 吉田委員 >

6億円で貴名義のお取引残高に相違ないことを証明いたしますって書いてあるわけで。どういうことですか、これ。JAがグルになってやってたわけですか。分けること自体がもうグルじゃないですか、JAさん。

< 西村委員長 >

その件については、JAの判断でございますので、この委員会でどうこうということではなしに。

<吉田委員>

あのね、何を言うてはるのか、わけのわからんこと言わんといてくださいよ。JAの判断って、JAさんは全く知らなかったとおっしゃったんですよ。分けた時点で、知ってへんかったら分けへんでしょ、こんなこと。何で分けなきゃいかん理由があるの。それで、もういいんですか、委員長。

<西村委員長>

これは、JAさんの中身のことでございますので、対象外としたいと。

<吉田委員>

意味がわかりませんが、残高証明っていうのは、普通は二つに分けて出すもんですか、金融機関っていうのは。1通にして初めて証明でしょう、残高の。これ、JAさんのことやから対象外という意味がわかれへん。何で見つからへんかったのかを調査してるのに、これ対象外にしたら意味ないでしょう。

<事務局係長>

JAさんが分けて出されたかということとはわかりません。

<吉田委員>

わからないでしょう。加茂さんは分けて出してもらったって言うてるし、JAさんはわからへんって言うてるし、合わせて出したって言うてはるのと違うんですか、JAさんはもともとは。わからへんかったら、これ、何にも調査にならへんです。対象外って意味わからへん。説明してください、委員長。何で対象外なのか。

<西村委員長>

事務局からの報告のとおり、JAのなかで調査したということでございますけれども、当時の担当者もわからないということでございますので、わからないということです。

<吉田委員>

わからないで終わり。何の委員会ですか、これ。副委員長、どうですか。

<立花副委員長>

委員長の先ほどの答えはどういうことを言いはったかな。委員長が前言われたのは、含まないというようなことと言われたのかな。

委員長の言葉は、それはそれとして、客観的な話で言いますと、事務局がお答えをされましたように、加茂常務に聞かれた内容については、自分が処分したように思うというような意味合いのことがありましたね。ですから、そこのところは、はっきりわかっていないということのもとで説明もございましたので、そこのところは定かではないわけですね。したがって、JAさんも記憶がないという、そこところがございまして、調べようを、どうして調べたらいいかということがありましたら言っていただいたらいいんじゃないですか。

<吉田委員>

他の金融機関を含めて、残高証明がこんな形で出ることがあり得るのかと。普通は11億円の残高証明が出る。おかしいでしょう。6億円のものがあるのは何ですかと。いうことを調べないといけないので、ほかの金融機関もこんな残高証明をつくることがあるのかということは、最低限調べんとあかんと思いますし、普通は分けて出すことじゃないと思いますしね。分けたら証明の意味がないですから。

じゃあそれから、記憶にないとおっしゃいますけれども、分けなきゃいけない理由って、本来ないはずですよ。JAさんがここに来ていただいてから、当初から土地

開発公社に出したというだけで、全く関与しておりません、知りませんでしたとおっしゃったのに、5億円わざわざ別に貸したやつを分けなさいいけないという理由があったのであれば、おかしいと思って当たり前ですからね。そこは対象外にされると、何でこれが、本来であれば監査、決算のときに気づかなさいいけないのが気づかれなかったというところの事実関係の解明には全くなりませんので。と思いますが、どうでしょうか。

<馬場委員>

似たような意見なんですけどね。11億何がしのお金をなぜ二つに割ったのか。そのうちの1枚は加茂さんにおいて処理をされたというふうに言ってるわけですから、加茂さんはどういう意図でそれを処理されたのか。少なくともそこは加茂さんに聞かなあかんし、JAについて言えば、その2枚のものを出したことは、加茂さんに要求されたのかということ、そうやって書いたのかという、そこだけは最低限、具体的なリアルな事実ですから、それやったら局長、時効だと言うてほかしてははいですね、金融機関だって。2枚に分けたその元帳というのは。

<事務局次長>

先ほど係長のほうが報告をさせていただいたんですけれども、JAさんのほうは当時の担当者に聞いても、二つに分けたかどうかすら、その事実があったすら、そんなことはわからないと。けれども、自分ところが調査した中では、合計額で出しているというような回答ですので、これは想像の域ですけれども、恐らくそういう控えが残っていたかというところで、確認をされたんだらうと思います。それ以外に例えば担当者が2枚に分けたかとか、そういうようなことまではわからないというような回答でありました。

加茂さんにつきましても、2枚に分けてもらって、1枚を自分がどうかしたかというようなことは、ちょっとはっきりはわからないけれども、そうしたのかもしれないというふうなことでありまして、あと加茂さんの直接のお話の中で、5億借りたことは、言うたら秘密裏に自分が勝手にやったことなので、監査にしても、何にしてもそのことがなかったことのように、つじつまが合うように、自分がしたんだというようなことをおっしゃってありました。

<吉田委員>

あとでちょっと中村さんおられるんで、普通こんな処理をするのか、聞いてみたいんですけど、大体分けること自体がおかしいのでね。通常感覚で言えば、多分、JAさんのほうは11億の残高証明を発行したという記録があるんだらうとは思いますが、そこは確かめていただきたいということと、もしも11億円の残高証明を出したのであれば、この6億円の残高証明はだれがつくったんだという話です。これがあつたからこそ、気づかれずにスルーしたわけですね。本来であればこういう借入れをしたという時点で発覚をして、そこで是正されるべきだったものが、1年間も放置をされて、全く表に出なかったという原因をつくったのは、この残高証明書であるのは間違いありませんから、このせいで見つからなかったんです。監査をすり抜けたんですね。これがつくられた経緯がわからん以上は、調査の結果なんて出せるわけがないです。これをわかりませんでしたで済ますような議会では、また同じように問題が出たときに、発覚しない議会ということ宣言してるのに等しいと思いますけど。ここがわからんでどうするんですか。

<事務局次長>

今までの事実から、一つのストーリーが一応あるというぐあいに推定するわけですが、明らかにその6億何ぼの分につじつまの合うようにいろんな書類を整えた

というのが今まで明らかになったことだというぐあいに思うわけでして、当然、農協では11億、JAでは出してるといふぐあいにありますが、6億になったというのは、その間に多分作為が働いて、何らかの作為というか、変更が加えられたというのが推定ですが、今言いましたように一つはそういうぐあいに、二つに分けてもらったのか、それで一つをつぶしたのか、あるいはもともと、そのように、合うようにつくってもらったのか、それぞれ両者のそこは定かじゃないですけども、これまでの中で、今までの事実の中で、そこはもう明らかに推定できると思うんですね。それを監査で、監事が見破られなかった。それは結果証明しか監査をしてないから。それは監査体制の不備であるということとは指摘できるというぐあいに思うんです。

ですから、大方の今までの調査の中で、ほぼ確定はしてるんじゃないかというぐあいに思います。ただ、当事者がはっきり言わないだけで、今まで出してきてもらったこの事実と借入れとの関係からすれば、明らかにこういうことになるというぐあいに思います。

それと、聞いた話ですけども、通常のこういう証明は、特殊な場合があるという話は聞いたことがあるんですけども、融資の関係では普通は一括して出すというのが当然のようでありまして、そこからしても、やはりここに何らかの作為が働いて、こういうことに、つじつま合うような証明がつけられたということの指摘はできるというぐあいに思います。

<吉田委員>

それは多分そのとおりで、推測ですけども、それでいけばそうなんだろうと思いますが、そもそもこれは時効にはなりませんが、一番初めの借入れに関しては完全に背任、亀岡市に対する背任罪のような犯罪行為なわけで、その犯罪行為に関してJAさんは知らなかった、加茂常務が1人でやられたというような結論にこれからなっていくわけですよ、当然。そうなる過程で、残高証明書、これJAの、京都府農業協同組合亀岡中央支店のはんこが押してあるわけですよ、残高証明書。JAが証明書つくらんと、こんな証明書できないわけですよ。これは時効にかかった責任追及云々の問題ではないですが、本当に加茂さん1人だけでやったのかというと、違うという結論にならざるを得ないですよ。だれかが作為をしなければ、加茂さんがこの証明書をつくれるのであれば、いいですよ。そこまで1人でやったんやったら、全部1人でやったことになるでしょうけれども、この証明書をじゃあ加茂さんがつくれるのかって、そうじゃないんで、分けてくれって言われて分けたのであれば、そこにJAの意図は必ずあるわけですよ。そこをわからないと、真相究明にならないんじゃないですか。という話をしているわけで、そこを調査の対象外にしますって、全然その何もわからないまま、全部わからんところは加茂さん1人でやりましたという報告書を書くのが果たして正しいのか。どう思われますか。

<馬場委員>

今の事務局の説明はかなり踏み込んだところまで言われたと思うんです。つまり、ストーリーをつくったと。そのストーリーのもとに段取りしたと。私、それで言うと、逆に言うと、時効にかかわらんとどこか、かかわってくる可能性があるなど。それは何かというと、あんまり言葉を踏み込み過ぎるとよくないんで、場合によってはこれ、詐欺的な手法を弄したというふうなことに、今のストーリーづくりで言うと、というふうなところでまで踏み出しかねない問題だなど。そうすると、これは実際にはセカンドオピニオンの見解でも、実害がないから、そういう面ではないんだというような今説明されてましたが、逆に言うと未遂行為になっちゃうという、そういうことがあり得るのかなということもあるから、その点で言えば、その部分はちょっと丁寧にや

る必要があるんじゃないかなと。つまり加茂常務の対応と、それに今、吉田委員からもあったように、農協が加担していたんだというところをね、そこは加担していないというふうに言い切れるような材料がなければ、言わざるを得ないんじゃないかなという、こういう中身になると思うんですけどね。この残高証明一つをとってみれば、というふうに思います。

<福井委員>

ちょっと私はそもそも論をしたいんですけどね。今の一連の流れをお聞きをしまして、よく理解はできますし、吉田委員がおっしゃることはまさにそのとおりで、残高証明がそんなもん二つに分かれて出ることなんて、絶対あらへん、確認する必要もあらへん話です。それはそれでいいんですけども、私はこの特別委員会の使命というのは、私の考えですけども、両公社間にあった土地取引に関する不正もしくは何かわからんことを証明をして、どういう話でしたかということをしつちりと証明をする、暴くというか、一連の先ほど局長が言うたストーリーかもしれないけれども、一つのを導き出すというのがもともとの、そもそもの使命のはずなんですよね。先ほど言うたように、吉田委員がおっしゃることも100もわかりますし、おっしゃる通りなんですけど、私にはちょっと疑問なのは、例えばそのことを別に及ばんとけとかそんな話じゃなくて、その残高証明が2枚出たとか、1枚出たとか、そんなもん1枚出たに決まってるんですけど、とありますが、その中身をここで暴いて、そしたら農協さん、ちょっとおかしいですよやかと、そんなことを言う委員会なんですか、ここは。私はそのことを今、非常にわからへんので、皆さんのお考えを聞きたいなと思いますし、教えてほしいなと思いますけれども、そんなことよりも、現実に両公社間で起こったことを、ストーリーかもしれない、ストーリーというのは適切かどうかわかりませんが、一連の流れの中でしっかりととらえて、それはこういうことでしたよ、それをまず発表をすること、それから今までの体制がこうだったから、ここはこういうふうに直していかなあかんのじゃないですかという提言をしつちりと議会からすることのほうが大事なんじゃないかな、私はそういうふうに思うんですけど、もし間違ったら御指摘いただけたらと思いますが、私の意見です。

<西村委員長>

当委員会はそのとおりやと思います。

<湊委員>

今の意見ですけども、確かに一つはそういう面があると思います。もう一つはやはり、その罪ということがわかれば、それを告発しなさいとか、何しなさいとかいうようなこともありますので、いま福井議員が言われた、ただしていくことが一つ、よくなるようにすることが一つ。もう一つは、やはり悪い面は悪いで、ちゃんとした法的な処置をとりなさいと、委員会として市長なりだれかしらなりに言うことも一つやと思います、私は。

<西村委員長>

そのようにまとめてまいります。

<酒井委員>

別に農協さんが何をしたかということを追及するんじゃないで、加茂さんが1人でやったかどうかを追及する中で、それは明らかにしないといけないと思いますし、なぜそんなにそこに触れたくないのかというのが、市民から見ても非常に疑問を感じられるところじゃないでしょうか。そこはしつちり説明しておかないと、次にどうするかということにもつながっていくと思うんですけど、ほかの皆さん、どう思われてるんですか。

< 齊藤委員 >

ほかの皆さんの意見が一つとして、やはり暴くほうの立場で考えますとそうなんですけれども、逆にこれ、一連の流れをすべて加茂さんの立場に立って考えますと、整合性のあることをされてるわけなんですかね。ですから、若干悪いかもしれんけども、今のその公社の問題を何とかしたいということが第一根本にあったと思いますので、今の福井委員も皆さんもおっしゃったような形でやっていくのがいいんじゃないかなと思うんですけれども、別に農協をかばおうとか、だれをかばおうとか、そういうことは全く思っていないので。そんなことはこれっぽっちも思ってません。

< 馬場委員 >

私も、この間、10回にわたる調査をやってきて、なぜこういうふうな不明瞭な土地の取引が行われたのか、その仕組みが何なのかというのが、ここの調査特別委員会の中心的な中身ですし、当初は加茂さんが1人でやっていたんだというふうなことが、どんどん発展をして、実際上はそれではできなかったということも含めて、例えば加茂さんが土地開発公社の理事で、住宅公社の常務理事もやってるような、そういうふうな仕組みをつくり出したのか、さまざまなこの委員会で解明してきたことがあると思うんです。ただやっぱりその到達点をしっかりまとめて、その中で委員会としてはきちりとした報告を、例えば理事者において告訴をされるべきであるんだったらそういう判断で、そういう報告をしたらいいし、そこまで至らんのやったらそういうような報告をしたらいいし、逆にこちらの委員会としても告発せなあかんという認識にいくんやったら告発せなあかんし、そういうふうな中身だというふうに思うんですけどね。その形でちゃんとまとめていく作業に入ったらどうでしょう。そうしないと、もうどんどん(調査に)なると思いますのでね。

< 吉田委員 >

もちろんもうまとめには入っていただかんといかんときだと思いますし、最終的にここは責任追及の場ではない、真相解明の場だというのがスタートですから、結果、違法行為が発覚したのであれば、それはこの委員会でというのも含めてかもしれませんが、こういう公的な判断が出てますのでという報告はしないといけません。それ以前に、やっぱりここの委員会の使命というのは、これが起こった原因ですよね。それからそれが監査、監事等で発覚をしなかった理由、そして最後に、発覚した後になぜこれが公表されなかったのかということころは非常に大事な三大要素だと思っておりますが、今回はその発覚しなかったというところまでひっかかっているわけで、こういう残高証明ができ上がった、あるいは加茂さん1人が全部やったということになるとすれば、このストーリーに合わせていろんな書類がつくられてきた。この書類をつくるのが可能だった理由というのがわからないと、再発防止にはならないと思いますしね。じゃあこの、さっきも福井委員もおっしゃいましたけれども、残高証明なんて出るわけがないんだということであれば、じゃあだれがこの6億円の残高証明をつくったんですかと。加茂さんでないとおかしいですよ。加茂さん1人でやったんであれば。そこはわからんと、わかりませんで済ませていいのかということころです。別にJAさんどうこうではないですよ。私、グルかって言いましたけど、知らないっておっしゃったんですから、初めに。調査特別委員会に呼んだときに、私たちは全く知りませんでしたと、関係ありませんとおっしゃったので、その方向で今までずっと、調査をしてきたわけで、最後の最後で違う証明書出してましたなんて、許されるわけがない、これは。ということは一つ明らかに、ぜひともしていただきたい。でなければ、ここはわかりませんでしたで済ませていいところじゃないと思う。じゃあ何しにこの10回も調査してきたのか。一番はじめのときに言ってくれたらはじめにわかっ

た話やと思う。というのは当然明らかにしておくべきだろうというのは思います。

それから、最終的に、報告書をまとめていく段階において、原因のところでは上のは報告せずに、常務理事と常任理事を兼ねていて、1人で全部やったんだという話になるんですから、そうであれば、完全に加茂さんが1人でやれる状況じゃないと、そんな方向になれるわけがないんで、この残高証明を加茂さん1人でつくってやったということまで持っていかないことには、そういう話にならないので、そこは明らかにしていただきたいと。

さらにちょっと事務局からのお話で、今さら言うのもあれですが、加茂さんのおっしゃっていることが正しいとして、残高証明を二つつくってもらって片方握りつぶしたということであれば、両公社の公印をもって二つの会社の経営を一手に自由に引き受けていたのに加えて、監査に出ず、決算に出ず書類まで自分でさわれたというのは、だれがじゃあチェックすんねん。二つの公社を経営するわ、そこの監査の書類、提出書類まで自分で精査するわっていったら、だれもチェックできない体制じゃないですか。非常に重い、これは行政上の責任も重いでしょうし、こういう体制をつくったということに関して非常に重い責任があると思いますし、ここまでされたらなかなか議会もどうチェックしていいのかというところがありますので、JAの残高証明も大事ですけど、それより大事なものは自分で握りつぶしたというふうにおっしゃった、それが可能だった体制というものが思い浮かぶのかもしれないですね。ただ、残高証明に関しては明らかにしていただきたいと思います。

<西村委員長>

今の件ですけれども、当然事務局もそういうことを思って、事前に調べてもらったわけです。それで、もう調べようがないという結論でありますので、そういうことを申し上げたわけです。今後、さらにその調べが進むのかどうか、見解を、事務局に。

<事務局長>

委員長の御質問ですけれども、基本的にはおっしゃるように、加茂さん1人でやったとしたらそれを自分でつくったというのがあるし、だれかが協力、この場合でしたら明らかに二つつくって一つ握りつぶした言うたら、その二つつくったやつがあるわけですから、どこかも関与しているということはこれで明らかなので、そこが次に問う、問わずにはかかわらず、だれかの力を借りて一応そういうものをつくっていったということは、ここの中でもう明らかになっていることだというふうに思いますし、先ほど問い合わせしてくれた中では、JAとしては一つのもは残っておるといようなことでしたので、その後にもたまただれかがしたのかもしれないし、二つにしたのかもしれないし、また何かしたのかはわかりませんが、とりあえずそういう介入、JAなり何なりのところでやったということで、うちは残ってるとか、そういう回答、今のこの委員会の中でしかできないというぐあいに思います。それ以上強制力もありませんので、というぐあいに思います。

<吉田委員>

それで、いいっちゃいいんですよ。そういう結論であれば、加茂さんにつくれない書類だということで、本当は1本出てるはずだからと。じゃあ、報告書にだれかの力を借りてというふうを書く。どう考えたってはんこ、JAのはんこですから、JAの力を借りた。それでこういう残高証明ができたという報告を書いたら、不確かなことを書いて、逆にJAに対して名誉毀損みたいなことにならないですか。事実であれば、事実である証明というのをしてから、委員会の報告というのはいはたほうがいい。事実であるということ而努力して説明をするということなしに、そう言うてはるからこうなんだろうと報告を書いていいものかということがありますので、もうこんな報告書、

この形で書けと言われたら、J Aの回答は決まってるみたいなことを書かざるを得ないですね。そんなことを確かめもせず書いていいのかというところがありますので、書けへんでしょ。

<事務局長>

今おっしゃること、今、電話で一応やっておりますので、そういうことについての正式な回答を求めるといえることはできると思いますので、その結果、わからないとかいうふうなことであれば、確かめてやったということにはなろうかと思っておりますので、もしそういうことであれば、事務局のほうから再度照会をかけて文書回答を求めるという方法もあるというぐあいに思います。

<馬場委員>

対抗手段がとれないように、そういう形でちゃんと論立てして埋めたら、別に名誉毀損にも何にもならないとおっしゃいましたし、それと同時に、J A自身に問題があるならば、J A自身をやっぱり監査するところがしっかりと監査をされるべきだということを、当委員会として意見として上げなあかんの、加えていったらいいということなんじゃないかなというふうに思いますけど。

<吉田委員>

もう結構十分ですので、文書回答を求めていただいて、一方でもう論点整理に入っていたらいいかなと思います。

<西村委員長>

それでよろしゅうございますか。

<湊委員>

違う話になるので。

<西村委員長>

まだ続き言うてもらおう場面は何ぼでも。きょうはもう会議長いので。

そしたら、この件につきましては文書ではっきりとさせるといって、進めたいと思います。

それではほかに。

<湊委員>

当時土地開発公社、住宅公社、常務常任が加茂さんやと思うんですけれども、事務をしてはったということは、兼務かいな。兼務でしたかいな。兼務ということは、私、直接聞いたのではないけれども、この問題が発覚した当時に聞くと、監査も含めて、私も当時かかわってあったというか、ちょこっとかかわったんやけども、その内容についてはやっぱり心配やからいろいろ聞いとったわけ。隠ぺいというか、隠したということをおられるんですよね、事務員さんが。加茂さんは当然もうおらないからね。だから。

さっきの加茂さんのあのストーリーやないけれども、一連の行為がやはりその事務所内で行われてあったという部分が濃厚やなと思うんで、それも含めた中で進めていかないと。

<吉田委員>

そなん言うたら、加茂さん単独犯行説、成り立たんやないですか。どうするの。

<福井委員>

湊委員にちょっともう1回確認せんと、ごめん、わからへん。

一連の今の調査をして出てきたこの一連の事実、事実のどこね、わからへんことが多いというので、事実のどこまではそうでしたって言うてはるといっていいことですね。

<湊委員>

一連のことが、詳細はどうかもわかりませんが、監査委員に出す書類に関しては出さなかったと、その5億に絡む件については。そやから、監査委員さんが見つけないというようなことをおっしゃられてたということでございます。だから、確認とってないので、そこらはちょっとあれですけど。

<西村委員長>

加茂さんが常務理事ということで、事務員は当然それは指示を受けておるといふことかもしれませんけれども、それはやはり加茂さんの責任ということでございます。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、今の議論の点を残して、これで調査を終えることといたします。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、議論のあった点につきましては、次にまた調査をします。

(2) 論点整理について

<西村委員長>

次に、論点整理に入ります。一部残しておりますけれども、ちょっと進めてまいりたいと思いますので、お願いいたします。

暫時休憩をいたします。休憩時間は、2時15分まで休憩とします。

14:05

(休憩)

14:15

<西村委員長>

それでは会議を再開いたします。

次に、レジユメの2番目、論点整理についてでございますが、事務局から説明願います。

<事務局係長>

それでは、資料は1枚ものの論点整理表(案)をごらんいただきたいと思います。

前回も毎回入れさせていただいている書類でございますけれども、前回と比べて変更点は特にございません。一番下の2行でございますけれども、20年1月から3月までの処理で意見聴取の中で相違点があったことを上げておりましたけれども、その後、論点と言いますか、議論にもなっておりませんので、この部分はもう消してもいいのかなというふうに思っております。

このほかにも特に問題の所在の欄でございますけれども、御意見をいただきたいと思っておりますし、またつけ足し、それから削除などの御意見もお願いいたします。これが最終的には報告書の中に入れていただくということになりますので、よろしくお願いたします。

<西村委員長>

随分この論点整理表も修正がされてまいりましたけれども、最終、これでよろしゅうございますか。

<馬場委員>

1点、論点整理のところに、私、かねてから発言してます亀岡市土地開発公社の定款にある第12条の常任の役員及び職員は営利を目的とする団体の役員となり、また

はみずから営利事業に従事してはならないというふうな、そのくだりがありますけれども、これがなぜやっぱり反故にされて就任をしたのかというところは、問題の所在のところにきっちりと位置づけをしておいていただきたいというふうに思います。

<吉田委員>

馬場委員がおっしゃることもよくわかるんですけども、住宅公社は財団法人ですので、営利を目的とした団体ではないはずで、そこはクリアができる。ただ、クリアできるけれども、兼務したことは問題なので、そこまでかというところは1回確認をしていただいたほうが。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたら特にないようでございますので、またお気づきの点がございましたら次にもございますので、そこで出していただいたら結構かというふうに思います。

(3) 報告書作成について

<西村委員長>

それでは次に、報告書の作成についてでございます。

報告書のまとめというペーパーがお手元にっておりますけれども、6点についてまとめてまいりたいというふうに思います。

まず1点目、違法行為についてでございますが、まず告発するかどうかということがずっと出ておりますけれども、前の会議で告発義務はあるということはセカンドオピニオンが最終的におっしゃっております。しかしながら、だれがするのかということは犯罪を知った者ということでございますので、すべて知った者がせんならんということでございますけれども、最終的に必要的義務には非該当ということをおられますので、当委員会としては告発はしないという方向性でいきたいと思いますが、いかがですか。

<吉田委員>

それは最後に判断することであって、今、はじめに委員長がそういうことをおっしゃるから、もうはじめからそう思ってやったんちゃうかと言われるわけですよ。最後に判断するべきことであって、委員長はそういう気持ちなんだろうなとよくわかりましたから、それは最後に、一番最後でいいんじゃないかと思えます。

<西村委員長>

そしたら今のは取り消しておきます。

それでは、ほかにございましたらお願いします。

<福井委員>

この報告書のまとめを今からやっていっていただくのにおけるその進め方ももうひとつわからへんので、それをお聞きしたいんですけど、例えば、1、違法行為についてと書いてるのは、例えばこの1にどんな違法行為があったというてまとめていくということではないんですか。ちょっとわからへん。それで、例えば公社の体制についてやったら、公社の体制について問題があった部分であったり、監査について問題があった部分、発覚後の行為について問題があった部分、それからあり方でしょう。それで最終的に報告書にまとめるという手法ではないんですか。私はそういう理解をしておったんですが、すいません。そのところ教えてください。

<西村委員長>

ちょっと待ってくださいよ。

そのとおりです。そのとおり。この項目についてということでございますけれども、私、ちょっと勘違いをしてまして、最後のほうに告発はなつてこようというふうに思っています。

今、おっしゃったとおり、その行為を列挙して、それがどうであるかということやとか、それから。

<馬場委員>

このレジュメにもありますように、報告書のまとめとして、こういう論立てでよいのかということのを要は聞かれてるんでしょう。だから、こういう論立てで、その構成でやるよと、その中身はこの問題の所在ということで入れていきたいというふうなことというふうに加えとつたらいいんですよね。だから、この論立てが、もっと言えば起承転結変えるやとか、これ入れよとかいうんやったらその意見を求めるということと、それと追加項目で何か問題の所在があるんだつたら入れてくれとか、そういう聞かれ方されたらどうでしょうか。

<西村委員長>

そういうことでございます。今言うていただいたとおりでございますので。

<吉田委員>

ちょっと整理したいんですけど、一番初めの違法行為についてって、何を書くんですか。公社の体制でこういう体制だった、監査の体制でこういうことだった、発覚の行為についてこうだったという事実を述べていった、最後にこういう違法行為があったんじゃないですかということと言わないと、はじめにこれとこれとこれが違法行為でしたというんだつたらちょっと違う気がするんで、違法行為が1番にくるというよりは、公社の体制から始めるか、もしくは構成のはじめのほうで、その調査結果の事実経過のところ述べられるのかもしれないけれども、そもそもこういうことを起こそうと思ったきっかけから始まり、それが可能であったというのが多分この公社の体制についてになってくるでしょうし、やったあとで、きょうもいろいろ問題になりましたが、本来であればすぐ発覚するところが発覚しなかったというのは、監査についてという項目になるでしょうし、最終的に国の制度に乗っかろうとして調査をしたところ、わかったと。そのときに告発もせず、事実を隠ぺいしたということになれば、発覚後の行為についてというところの項目に当たるのかなというふうに思っていますので、その後で違法行為についてを入れていただいて、当委員会としては最終的には、土地開発公社はどういうあり方であるべきだったのか、議会としてはもう少しチェックというか、どういふかわり方ができたのかというような構成にさせていただくのがきれいなんじゃないかなと思います。

<事務局係長>

少しちょっとレジュメも含めて説明をさせてください。

まず、レジュメのほうをごらんいただきたいんですけども、報告書につきましては、4部構成を考えております。

まずは特別委員会設置までの経緯です。一般質問があつて、全協があつて、特別委員会を設置したという経緯です。

その後、2番目は特別委員会の実施状況ということで、第1回の委員会でこういうことをした、書類提出を求めた、意見聴取をしたというようなことをあらわそうと思っています。

三つ目が、調査をした結果、どういうことが明らかになったかということを書いていこうというふうに思っています。

一つは事実の経過を述べるということと、もう一つは先ほどの論点の整理に基づいた問題の所在というところでまとめていこうというふうに思っております。

最後のまとめになりますけれども、そここのところの検討をきょう、今からお世話になりたいなというふうに思っております。それが、別ペーパーのこの報告書のまとめというところで上げさせていただきました。それぞれ大まかな項目を、こういことが論点になってまとめのほうにも入れていくものだというものを上げさせていただきました。ですので、ここからは違法行為が、順番のお話はありましたけれども、公社の体制なりの事実が調査の結果明らかになったことを踏まえて、じゃあどのようにしていくべきだったか、これからどうするべきか、というような御意見をここでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、指摘すべき事項、あるいは改善すべき事項というのを、今これから御意見として出していただいて、それを最終のまとめというふうにするのがよいのかなというふうに思っております。よろしく願いします。

<西村委員長>

手順はそういうことになってます。

報告書のまとめというペーパーを見てほしいんですけども、1番目は後回しにしまして、2番目の公社の体制でありますけれども、こちらで案を申し上げますと、内部のチェック体制はどうであったのか、複数のチェック体制が必要ではなかったのか、それともう1点は、外部のチェック体制の導入は、今後どういうふうを考えていかなければならないのか、そういうところ。

それから3番目、監査でございますけれども、市職員の兼務体制の是非ですね。それから、関連書類のチェックの仕方、ここも外部監査導入の考え方。

それから4番目に、発覚後の行為についてでございますけれども、不正発覚時の対応の検討ですね。実際そういうマニュアルが必要ではないか、また初動調査、報告、事後評価、そういった検証なりそういう手順が必要ではないか。

それから5番目、土地開発公社のあり方でございますけれども、債務保証限度額は現在の設定でよいか、議会のかかわり方、公社の今後の存続、そういうふうなところ。それから最後になりますけれども、1番目の違法行為でございます。コンプライアンス、法令遵守、社会的責任、こういったところをどうするべきか。内部職員のこの通報制度を導入するというのも一つの考え方でございますし、それからもう1点は告発をどうするかというところ。

そして6番目、その他がございまして、その他、それ以外にお気づきのことがございましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

<湊委員>

これ、ぎょうさん、今言わはったけど、一遍素案みたいなものをつくってもらって、つけ加えたり削ったりしもっていかなんだら、ちょっとこんなとこでやっとなかて、まとまらへんような気がする。ただ、今、言わはった中で、いろいろあるんやけども、監査についてはさっき私、言うたとおり、隠してしもたらこれ監査何ぼしとってわからへんのですわ。そやから、その辺についてはちょっと外部、内部問わず、隠ぺいしてたら、もうわからんようになるということは申し上げておきたいんですが。

あとのいろんなことについては、委員長なりで素案を一遍考えてもろて、今まで10回言うとなつたらみんなの意見も大分同じように進んだらよろうし、わかっはるやうで、そこでまとめてもらわな、こんなもん、出てきいひんのと違うかなという気がするんですよ。今、「言え言え」言うたかて。

<吉田委員>

素案というのまではちょっと。ただここで意見を言い合ったらいいことやということで、多分委員会なんていうのはあと5回も6回もせんと終われへんでしょうから素案というのはいいんですが。

ただ、今おっしゃっていただいた項目、それぞれは必要な項目なんですけれども、どうも手ぬるいというか、将来に向けてこうすべきだという意見ばかりで、現状はここが悪かったから将来こうすべきだという、現状の悪かったところの認識の観点がほとんどなかったの、項目の中に。どれだけ悪いことをしたのかというまず認識をしていただかないと、その上で未来どうするんだということをやらないと、現状、過去の悪かったことに関する項目がほぼなかったというのは、非常に不満足とさせていただけかと、その項目で素案をつくっていただいても、真相解明じゃないのが素案になってしまうので、その観点はぜひとも入れていただきたいと思います。

<事務局係長>

さっき、吉田委員がおっしゃった現状のこと、調査の結果明らかになったこと、それにつきましては、調査結果で問題の所在という、今は論点整理表で簡単な箇条書きのものをいただいておりますが、その中で深めて整理ができるかなというふうに思っています。

<吉田委員>

そしたら、事実経過と問題の所在のところも含めて、ここでたたかないと、そこはできてますからこっちだけというわけにいかないんで、事実経過と問題の所在に関しても、この報告書のまとめと同じように委員会でもたたいていただきたいと思います。素案を出していただいて、ここはこうしてきたということは変わらないことにはいかなのじゃないかなと思いますので。事務局のおっしゃるとおりであるのであれば、その事実経過と問題の所在というところも同じようにペーパーをまとめていただいたらなと思います。

<馬場委員>

特にこの中で、全体で今回の事件、流れの中でとりわけ強調していただきたいのは、こういうそれこそ億を超えるお金が市民の知らないところで動かされていたという事実、そのものがやっぱり市政運営にとってどうだったのかという点は、ちょっと論点の一番やっぱり問題点として、それはなぜ生まれたかという、その現状を聞く中で、そこはぜひ書き込みをしていただきたいと思います。そこら辺を特に亀岡市民にとってどうなのかということ言うていただきたいと思います。

<酒井委員>

論点に書き込んでいただきたいと思いますこととしては、これ発覚する前は加茂さんの独断とか、金融機関も関与していたのかもしれないですけども、最後発覚後に市長が犯罪行為を行ったということは非常に問題だと思いますし、これが一番重要なポイントではないかと思います。これからコンプライアンスを指導していかれる立場でありますのに、そのあたり。

<吉田委員>

今の最後の違法行為のところを出てくることですので、後でいいかなと思うんですが、これね、すっきりはしてないんですが、独断での話になるんですけどね、加茂常務の。一番最後、発覚したのに1年間雇用を続けたというところが、まだもやもやはしてるんですが、理由はおっしゃってましたけど。そこも極めて重大であるという視点は入れていただきたいと思います。要するに悪いことをしたと思ってへんかったということですからね、市が。でなきゃ、首飛ばしてるはずですから。

<西村委員長>

ほかにございせんか。

酒井委員、言うてください。もうこれで閉めようと思っておりますので。

<酒井委員>

最後でいいです。また報告書がまとまった最後で。

<西村委員長>

それでは、今いただきました意見も入れて、文案の作成は正副委員長に一任をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それではそのようにさせていただきます。

3 その他（次回委員会日程）

<西村委員長>

それでは次回の委員会日程の調整でございます。

事務局、次回の委員会日程の予定を。

<事務局係長>

そうしましたら、報告書の文面をということでございますので、少しお時間をいただきたい、日数をいただきたいなというふうに思っております。また、できました時点で、委員の皆さんにも次の委員会までに、事前に見ていただく期間なども持たせていただければなというふうに思っております。

事務局案としては、次回は視察に来られる、あるいは委員会があるというような日程がございますので、その中で見ますと、7月の27日午後、それから30日午前、31日午後あたりで御都合のよいところを決めていただければなというふうに思いますが、よろしく願いいたします。

<立花副委員長>

このあたりで作成ができるんですか。検討の内容が。また調整して連絡してもらったら。

<西村委員長>

大体そうやけど、決めといたほうが。

30日午前というのが多いようでございますが、それでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたら、予定として30日午前ということで予定を入れといていただきますようお願いいたします。なお、相手方があることでございますので、その辺のところが変わるということも御承知をいただきたいと思っております。

最後に、事務局、何かございますか。

<事務局係長>

ないです。

<西村委員長>

ないようでございますので、これで第10回目の会議を閉会といたします。

御苦労さんでございました。

（閉 会）

散会 14：40